

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

1 改正の背景

◎出入国管理及び難民認定法等の一部改正（令和8年6月14日施行）

改正法の概要（マイナンバーカードと在留カードの一体化）

「在留カード等」と「マイナンバーカード」の取得手続きに関して、それぞれ地方入管と市町村窓口の2箇所へ赴く必要があった外国人住民について、希望する本人の申出により1枚のカードにまとめることができ、利便性が向上します。

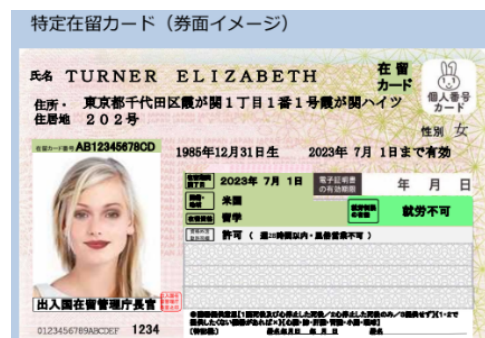
【現行】

【改正後】

現行在留カード



現行マイナンバーカード



◎令和8年6月14日から、特定在留カード（及び特定特別永住者証明書）でも印鑑登録証明書等が取得できるようになります。

2 印鑑条例の改正が必要な理由

対象となる外国人住民に新たに「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」が交付され、これらを利用したコンビニ交付が可能となることから、本市条例に規定する対象カードとして追加するための所要の改正を行うものです。